

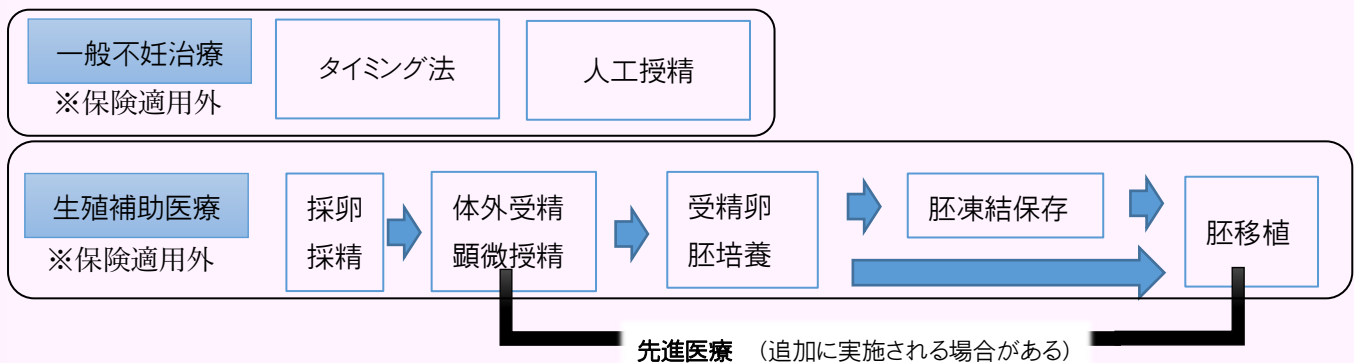
東御市不妊治療費用助成の考え方

①助成条件

- ・ 法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚の関係にあること。
- ・ 夫婦双方または一方が、申請日の1年以上前から東御市に住民登録されていること。
- ・ 夫婦に市税等の滞納がないこと。
- ・ 不妊治療を受けている夫婦であること。検査の結果、不妊でない場合は対象外になります。

※妊活検診（不妊検診）費用の助成を長野県で行っています。詳細については、上田保健福祉事務所（☎0268-23-1260）へ問合せをしてください。

②助成対象となる治療・・・保険適用外の治療費



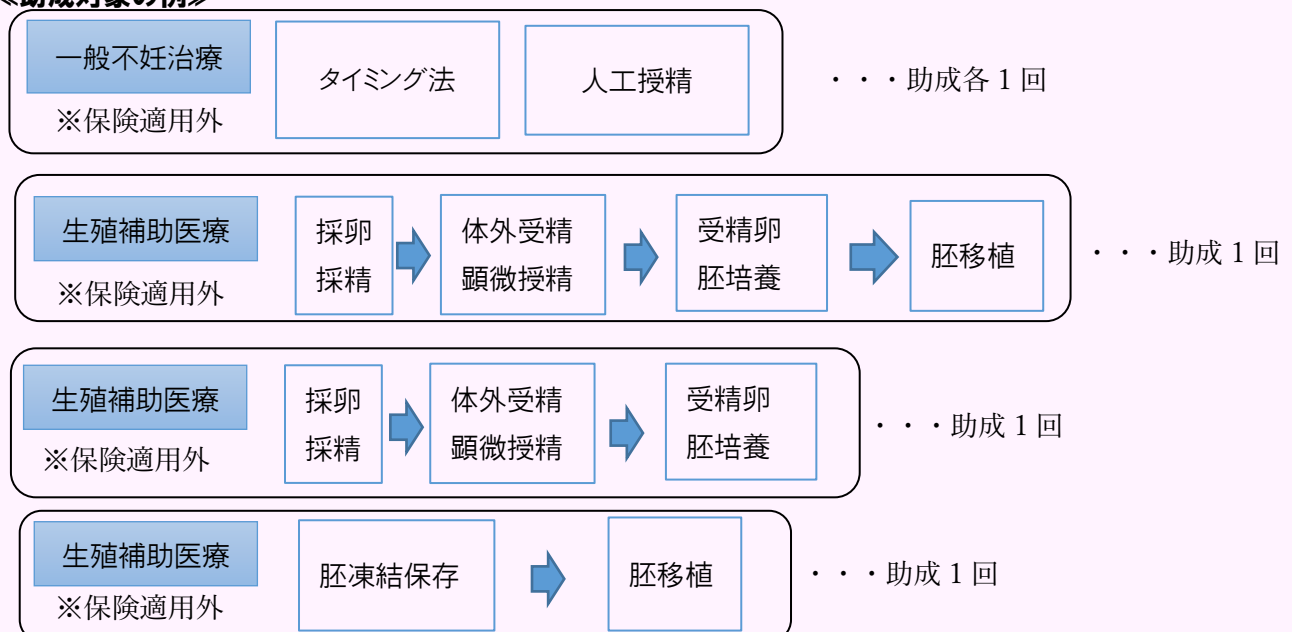
※生殖補助医療で追加に実施された先進医療費については、長野県で費用助成を行っています。
詳細については、上田保健福祉事務所（☎0268-23-1260）へ問合せをしてください。

③助成回数、金額

助成金額： 補助対象経費の2分の1の額で、1回あたり20万円を上限。

助成回数： 一連の治療につき1回で、上限6回まで。

＜助成対象の例＞



採卵・採精したが、その後の治療に繋がらなかった場合も対象となります。

東御市不妊治療費用助成の考え方

① 治療費は保険適用ですか？

いいえ

市の助成対象です。

必要書類を治療終了日から９０日以内に市へ提出してください。

必要書類

- ・ 東御市不妊治療費補助交付申請書（請求書）
- ・ 医療機関等が発行する不妊治療の保険適用外診療にかかる領収書と明細書
- ・ 医療機関等が発行する治療等の証明書（薬局にあたっては医師処方薬に限定）

はい

市の助成対象外です。

② 先進医療は実施しましたか？

はい

**長野県の不妊治療の
助成対象です。**

詳細については、
上田保健福祉事務所（☎0268-23-1260）へ
お問い合わせください。

いいえ

**長野県の不妊治療の
助成対象外です。**